

平成28年8月20日からの大雨（台風9・10・11号等）災害義援金募集要綱

社会福祉法人北海道共同募金会

1. 趣 旨

平成28年8月20日から台風等による大雨は、道北、道東を中心に道内各地に大きな被害をもたらし、多くの町に災害救助法が適用されました。

北海道共同募金会は、これらの事態を憂慮し被災された方々の救援を目的に災害義援金の募集を実施致します。

2. 実施期間 平成28年9月2日（金）から9月30日（金）まで

3. 実施方法

期間中、関係機関・関係団体等に働きかけるとともに、義援金を受付ける。

4. 義援金の受付

義援金は北海道共同募金会並びに市町村共同募金委員会で受付ける。

5. 義援金の振り込み窓口等

(1) 郵便振替口座

00180-9-361361

(2) 指定銀行口座

・北洋銀行道庁支店（普）口座番号 370379

・北海道銀行道庁支店（普）口座番号 404433

(3) 口座名義

・郵便振替口座～「北海道共同募金会大雨災害義援金」

・指定銀行口座～「社会福祉法人 北海道共同募金会」

(4) 現金書留（住所は下記8.に記載のとおり）

本会宛の現金書留封筒宛名の左側に「救助用」と記載のこと

(5) 送金手数料・郵便料金免除期間

平成28年9月5日（月）から9月30日（金）まで

6. 領収書の発行

領収書は別添様式にならない各受付窓口で発行するものとし、受け入れた義援金は適宜、北海道共同募金会（上記口座）に送金するものとする。

なお、抛出した義援金について税制上の優遇措置（損金扱い等）を希望される場合は、「義援金損金扱い領収書希望者リスト（様式任意；氏名・住所・金額・受入月日を記載のこと）」を本会まで送付すること。

後日、「北海道災害義援金募集委員会」名の領収書(免税領収書)発行を行う。

なお、寄付者が直接、上記の各金融機関で送金された場合は、振込金受領証をもって税制上の優遇措置対象となる事ができます。

ただし、振り込んだ口座が義援金の受付専用口座であることを確認するため、この募集要綱も、確定申告時にあわせて必要となります。

7. 義援金の配分方法

寄せられた義援金は北海道共同募金会がとりまとめ、「北海道災害義援金募集委員会」に集約し、公正、適正に被災対象地域に配分する。

8. 事務局

社会福祉法人北海道共同募金会

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目 かでの2・7 4階

電話 011-231-8000 担当：大作（おおさく）